

大規模な土地取引は届出が必要です

一定面積以上の土地取引を行う場合には、面積などに応じて契約前または契約後に届出をしなければなりません。

契約前に必要な届出

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づくもので、公有地の先行取得を目的とした届出です。

対象 市街化区域内に属する5000㎡以上の土地の取引 届出する人 土地を譲り渡そうとする人 届出時期 土地売買契約を行う前（一定期間契約行為が制限されます）

契約後に必要な届出

「国土利用計画法」に基づくもので、地価の高騰などを抑え、土地の適正かつ合理的な利用の促進を目的とした届出です。

対象 市街化区域に属する2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地の取引 届出する人 土地を譲り受けた人 届出時期 土地売買契約後2週間以内

どちらの届出も、まとまった一体的な土地が対象になります。詳しくは

くはお問い合わせください。

企画課

23局3507 FAX 23局0180

大規模な開発行為は事前協議が必要です

田原市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、田原市土地開発行為に関する指導要綱を定めています。市内で開発行為を行うおとす場合は、あらかじめ、市との協議が必要になります。

開発行為とは

住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋立てまたは干拓、浚渫、廃棄物の埋立て、そのほか土地の区画形質の変更を指します。

面積要件は

対象となるのは、開発区域の面積が3000㎡以上1万㎡未満の開発行為です。

1万㎡以上の場合、「愛知県土地開発行為に係る指導要綱」の対象となります。なお、県の窓口は東三河事務所から土地水資源課（愛知県庁）に変更されました。詳しくはお問い合わせください。

企画課

23局3507 FAX 23局0180

動物保護管理センター（動管）からのお願い

1 飼い犬に鑑札と狂犬病予防注射済票を装着してください。

装着していることにより、万一飼い犬が迷子になったときでも、すみやかに飼い主が判明します。

2 犬の逃走防止のため、係留器具鎖（など）の点検をしてください。

毎年、多くの飼い犬が係留器具の点検不備により、逃走して迷子になっています。こまめに鎖などの係留器具を点検してください。

3 飼い犬が人をかんだら、届出をしてください。

飼い犬が迷子になったり、人をかんだりしたら、動物保護管理センターまで連絡をしてください。（48時間以内に事故の届出をすることが義務付けられています。）

動物保護管理センター 東三河支所
（0532）33局3777
（0532）33局3779

石綿健康被害による特別遺族給付金・疾病の労災補償の請求

特別遺族給付金について

支給対象 平成13年3月26日まで
に死亡した労働者の遺族（限定）

青い鳥郵便はがき

郵便事業株式会社では、「くほみ入り通常郵便はがき」を無料配布しています。
対象 = 1級・2級の身体障害者手帳およびA判定もしくは1度・2度の療育手帳をお持ちの方 枚数 = 1人20枚
申し込み = 5月31日（土）までにお、お近くの郵便局で対象となる手帳を提示し、はがきに住所・氏名・手帳の種類・番号・等級を記載のうえ郵送。
郵便事業株式会社田原支店
（〒441-3499 住所不要） 22局2603

請求期限 平成21年3月27日まで
平成13年3月27日以降に死亡した労働者の遺族は、労災保険法に規定する遺族補償給付の対象となります。（死亡した翌日から5年を経過すると、時効により請求できなくなります。）

労災保険法による給付金について
石綿による疾病（中皮腫、肺がんなど）にかかり現在療養中の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

石綿を吸引した原因が業務によるものか、業務以外の原因によるものか明らかでない場合には、労災保険給付の請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。詳しくはお問い合わせください。

愛知労働局労災補償課

（052）972局0261